

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷三十第

行發日一月八年十正大

## 論叢

租税に於ける給付能力の原則 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 累進税説の統計的觀察 . . . . . 法學士 汐見 三郎  
 中世都市の發達 . . . . . 文學博士 三浦 周行  
 農業勞働問題 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 時論

大正十年度の豫算を讀む . . . . . 法學博士 小川郷太郎

## 說苑

八時間勞働制の沿革 . . . . . 法學博士 山本美越乃  
 井リヤム・タムスンの分配論 . . . . . 經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

史的唯物論略解 . . . . . 法學博士 河上 肇  
 家畜保險に就て . . . . . 經濟學士 野口 正造

## 説苑

### 八時間労働制の沿革(二)

山本美越乃

本編は Dr. Stephan Bauer の *Der Weg zum Achtstundentag* Zurich, 1919 (英譯は *Dr. S. Dept. of Labour, Monthly Labor Review, Vol. IX, No. 2* に在り) を骨子として之に異見を加へたるものである。

八時間労働制の問題は歐米に於ては久しき以前より論議せられ、又國によりては現に之を實行せるものも決して少くないのであるが、併し此の問題が愈々労働者の世界的の叫びとなつて表はるゝに至つたのは、實は今次の戦争以來即ち最近數年來のことであると稱してよい、既に之が労働者の一般的の叫びとなつて表はれたる以上は、企業者に於ても之に對して又一般の方針を定むる必要があるが、併し國際間に産業上の競争の激甚なる現今の時代に於ては、單に少數の國のみが労働時間を短縮するも、他國が之と歩調を一にせざる時は、結局勞時の短縮を漸行せる國は國際競争市場に於て不利の地位に立たざるを得ざることとなるを以て、斯かる重大なる影響ある事項は之を國際的に協定することに依りて初めて其の目的を達し得べきであると云ふ説が勝利を制し、既に一八九〇年以來労働時間の短縮は國際労働會議の重大なる一問題となつて居つたのであるが、今次の戦争後八時間労働制の叫ばるゝと共に再び一日の最長勞時、勞時短縮の結果、及

び斯かる制度を制定するに最も有效なる方法如何等の事項が、緊切なる問題として各國民の間に攻究せらるゝことゝなつたのである。

而して之が攻究に當りて先づ第一に逢着すべき問題は、『人は其の生活を支へ且文化的の慾求を充たすが爲めには、日何時間の労働を爲すの必要があるか』等のことであるが、此の問題に對する答へは一方に於ては労働の生産力并に其の技術的能力の如何に依り、又他方に於ては各人の文化的慾求の性質及び其の程度に應じて著き差異あるのみならず、更に産業上の發達の後れたる國に於ては長時間の労働を必要とし、又中世組合制度の盛んなりし時代に於ては労働は日出に始まり日没に終るを常としたるが如くに、時及び所に隨ふて劃一的なるを得ない。

初めて労働時間の短縮を主張したるは彼の『理想郷』<sup>ユトピア</sup>を以て有名なるトーマス・モア<sup>Thomas More</sup>であつて、彼は其の著『Utopia』中に次の如きことを述べて居る、即ち彼の『理想郷』に於ては労働は一般に強制的であり、且特別の監督者を置きて凡ての労働を監視せしむる、而して是等の監督者は各人が其の業務に熱心に従事し、遊惰に時を空費することなきよう注意すると共に、又恰も牛馬の如くに朝早くより夜遅く迄間斷なく勞役に服することに因りて、過度に必身を疲勞せしむるが如きことなきように注意する、斯かる過度の労働を爲さしむることは、悲慘なる奴隸状態よりも更に劣悪なるものであると言はねばならぬが、併し之は『理想郷』以外の所に於ては現に労働者及び職工等の實驗しつゝある常態である、然るに『理想郷』に於ては一晝夜を嚴密に二十四時間に分ちて内六時間を労働に充て、即ち午前中に三時間、正午に晝食、食後二時間の休憩

をなし、更に午後三時間の労働に従事して夕食とする、而して夜は八時を以て就眠時とし、睡眠時間は八時間とする、其の餘の時間は勉學、音樂、遊戲等に費さしむるも、博奕其の他之に類する有害なる競技は之を禁する云々也。<sup>(1)</sup>

モアは此の如く六時間労働制を理想とせしが、現今文明國に於ては八時間労働制を提言してモアの理想に漸次接近せんとしつゝあることは、恐くはモアと雖も豫想しなかつた所であらうと思ふ、然らば如何なる方法に依つて八時間労働制は發達するに至つたか、之が茲に研究せんとする所の問題である、八時間労働制の搖籃は獨逸・英吉利・濠洲・亞米利加及び佛蘭西の五箇國であつて、其の發達の沿革に於て既に國際的の性質を帯びて居る。

第十四世紀頃より第十六世紀の終り頃に至る迄は、獨逸は鑛業に於ては世界の模範國たる地位を有して居つたのであるが、鑛山労働に付ても第十五世紀の末頃迄は六時間交代制を採用して、當時の労働時間の制度としては比較的進歩したる主義をとつて居つた、故に一四六七年にフライブルヒの鑛山に於て六時間交代制を改めて八時間交代制となしたる時には、労働者等は同盟罷業を賭して争ふたことさへある、然るに其の後農奴の解放に伴ひ鑛山労働殊に炭坑の労働に従事せんとする者次第に増加し、加ふるに前世紀の中葉以後に至りては所謂職業自由の宣言の下に、八時間交代制の如き制限的の制度は廢れ、寧ろ定時外労働若くは特別の合意に依りて、終に十二時間交代制の如き長時間の労働をさへ認めらるゝに至つた、故に一般的に之を論ずる時は、獨逸に於ては労働時間は社會の進歩と共に却て延長せられたるが如き觀がある。

(1) Thomas More, The Utopia (ed. by W. D. Armes), pp. 100fg.

● 英國に於ても亦一八三〇年代迄は工場労働者の一日の労働時間は十二時間乃至十四時間であつた、十時間労働制の初めて認められたのは、一八三三年に幼少年者の労働時間を一日十時間に制限せるを以て嚆矢とする、次で一八三六年には九歳以上十三歳以下の幼年者の労働時間は八時間を以て限度となすべきことを定めしが、成年者の労働時間に付ては何等の制限を設けなかつた、此の事は當時の社會問題の研究者殊にロバート、オーエン (Robert Owen) 及びジョン、フキールデン (John Filiben) 等(共に綿糸布製造業者)に依りて極力非難せられ、彼等は自ら進んで八時間労働運動を計畫せしが、之は終に成功するに至らずして止んだ、フキールデンの政敵にして且國會議員たりしトレンス (Col. R. Torrens) は這間の消息を吾人に傳へて居る、即ちフキールデンは企業者及び労働者の提携に依りて、一週間の最低賃金の標準(五志)は之を動かすことなくして八時間労働制を確立せんことに努めた、而して彼は之に依りて生産を減少せしむることありとも、生産の減少は各箇單位の價格を騰貴せしむべきを以て、其の全價格上には大なる變動なかるべきを信じた、斯くして彼れの企ては労働時間を短縮することに依りて、恐慌等の場合に於ける生産物の價格の下落を防止し、以て労働を保護すると共に又資本をも保護せんとするに在りしもの、如くである、然るにトレンスの意見に依れば、英國に於ける綿製品の生産の減少従て其の各箇單位の價格の騰貴は結局英國國民の負擔を増加せしめ、斯くして其の能率の優れるより他國の労働者に比較する時は有利の地位に立てる英國の労働者の利益を失はしむるに至るを以て不可である云ふに在つた。

併し、フキールデン及びウッドを首腦として、一部の製造業者等は、一八三四年に八時間労働制を實行せしが、其の結果は豫期の如くに労働者を刺戟するに至らなかつた、加之、同年議會の質問に對して織物業者等は其の放下したる資本に對する充分の報酬を得んとせば、十二時間労働制は絶對的に必要な旨を答へ、次で一八三六年に幼年者の労働時間を八時間に限定したる時には、當時工場労働に従事せる幼年者にして解雇せられたる者が甚だ多かつた、故にシャフツベリー卿 (Lord Shaftesbury) 及びフキールデン等の盡力により、折衷的の一方として一八四七年六月八日の法律を以て、十八歳以下の年少者及び女子の労働は一日十時間以内となすべきことを規定せしめたる時には、世人は之を以て一大成功の如くに考へたのである、カール、マルクスの如きさへ其の著『資本論』中に、此の成功は英國の工場労働者の肉體的及び精神的の改造に一新紀元を開くものであると評して居る、然るに今世紀の初め即ち一九〇一年に至りては、織物工場に於ける労働時間は一週五十五時間半一日平均九時間に短縮せられ、又嘗てトレンスの選挙區たりしボルトン (Bolton) 及びフキールデンの選挙區たりしオールダム (Oldham) に於て、紡績工場に使用せらるゝ成年工の最低賃金は、一八三四年頃には一週五志なりしものが、一九〇六年には一週三十二志に迄増加せられた、此の如くして英國に於ては過ぐる五六十年間に有力なる労働組合の後援に依りて、最低賃金及び労働に對する法律的保護の制度を確立することを得、今や八時間労働の普及は殘存せる唯一の問題として世人の注意を惹きつゝある次第である。

濠洲に於ては八時間労働運動は労働組合に依りて開始せられたと稱してよい、近世の濠洲の經

濟的の發展は一八五一年の金鑛の發見に之を歸することを得るが、併し金の産額は其の後久しからずして次第に減少せるが爲めに、賃金も亦之に伴ふて低落せざるを得なかつた、然るに賃金の騰落及び人口の増減に因りて最も著き影響を受けたる者は建築工であつた、彼等の多くは八時間労働に關する最初の労働戦であつた一八五三年のロンドンの建築工の同盟罷業の不成功に終れる事を知らざりしには非ざるも、周圍の事情は遂に彼等を驅つて一八五六年三月メルボルンに於て八時間労働運動を起さしむるに至つた、然るに該運動は圖らずもゼームス、ステファン (James Stephen) なる一企業者に依りて大に聲援を與へられた、ステファンの經營せる煉瓦工場に於ける實驗の結果に據れば、八時間労働制も十時間労働制も其の作業上に現はれたる所よりせば、殆ど差異なきことを證明せられたと云ふことである、此の如く建築工等は一方に於ては八時間労働制を主張すると共に、又他方に於ては建築界の景況如何に依りては或は賃金の低減は止むを得ざることとして、之を承認すべき旨を宣言した、而して三週間に亘る猛烈なる示威運動の後、同盟の固守したる八時間労働制は罷業を執行するに至らずして實現せられた、即ち一八五六年四月二十一日メルボルンの建築工等は平和の間に八時間労働制を確立し、次で一八五九年には四箇月に亘る罷業の後遂に之を永久的の制度として認めしむるに至つたのである、故に此の日は濠洲の労働史上には記念すべき日として現今に至る迄毎年記念の祝典が行はれ、政府も亦之を公の祝祭日の一に加へた、斯くして一八七三年にはニュージブランドの議會は、幼年者及び女子の八時間労働制に對して法的效力を認め、翌一八七四年にはビクトリアも亦此の例に倣ひ、更に一九〇一年以後は

ニュージーランドに於ては、成年男子の労働時間は一週四十八時間一日平均八時間四分の三、女子の労働時間は一週四十五時間一日平均八時間四分の一となすべき旨を規定した。

濠洲に於て八時間労働制の此の如く早くより行はれたる所以は、要するに次に述ぶるが如き理由があつたからである。

- (一) 氣候温暖なるが爲めに屋外労働を主とする者は勿論、屋内に在りても火邊の労働に従事する者は夙に労働時間の短縮を希望し、彼等の目標とする所は八時間乃至九時間労働にありたること、
  - (二) 労働時間の短縮の爲めに假令賃金を減少せらるゝが如きことありとも、其の目的を貫徹せずんば止まざる不撓不屈の精神を有したること、
  - (三) 長時間の労働及び劣等なる生活状態に慣れたる外來移民の入國を拒絶したること、
  - (四) 製造品の輸出に乏しく又輸入品は運賃高きが爲めに其の價格の不廉なること、
  - (五) 議會と労働組合の益々接近せんとする傾向ありしこと、從て都會に於ける中央労働團體は恰も労働に關する顧問たるが如き觀を呈し、其の權利は固より之を侵すことなきも議會に對して少からざる勢力を有したること、
- 以上諸種の理由に依り濠洲に於ては比較的早くより八時間労働制の實行を見るに至つたものである。

米國に於ては一機械師にして又社會改良家の一人たりしイラ、ステュワード (Ira Steward) に

依りて、一八五〇年に初めて八時間労働運動なるものが開始せられた、彼れは實に八時間労働狂 ("Eight-hour monomaniac") と稱せらるゝ程此の問題に對しては熱心なる運動者であつた、彼れの運動は其の後デューチ、マックネール (George McNeill) ガントン教授 (Prof. Gunton) 及びソルチ (E. A. Sorge) 等に依りて繼承せられしが、其の主張の要點は労働時間の短縮は多數の無職者に對して職業を與ふる機會を開くを以て必要であると云ふに在る、從て彼れの説に據れば八時間労働制を採用して從來と同一の生産の結果を得んと欲せば、更に多くの人を使用せねばならぬと云ふこととなるが、之は結局八時間労働制は生産を減少せしめ、生産の減少は價格を騰貴せしむと云ふ一般企業者側の主張と相合致するものであつて、共に生産の減少と云ふことが根柢を成して居る、然るに此の種の議論は其の後労働階級の生活程度を高めしめんと欲せば、賃金問題に關しても更に新たななる考察を必要とすると云ふ説の爲めに次第に其の形を潜め、換言せば労働時間を短縮することは賃金を高むる所以であるとの説が勝利を制するに至つた、斯くして一八六三年にボストンに開かれたる労働組合の會議に於ては、此の論據に立ちて八時間労働制を要求し、翌一八六四年に創立せられたる労働改良會 (Labor Reform Association) 及び一八六五年に組織せられたるマサチユセッツ八時間労働同盟 (Grand Eight-Hour League of Massachusetts) は實に該運動の中堅となつたのである、一八六六年にバルチモアに開かれたる全國労働會議の主なる議題も亦八時間労働制に關する問題であつた、該會議に於てはラッサレーの流を汲める一獨逸人シユレーゲル (Schägel) の動議に依りて國民労働黨 (National Labor Party) なるものを組織せんことを決議

し、而して其の第一の目的とする所は、八時間労働制を國法を以て認めしめんとするにありしも、其の結果は豫期の如き成功を收むることが出来なかつた、唯僅に或州にては強制力なき規定として之を認め、又或州にては當事者間に反對の合意の存せざる限りは、一日の労働時間は八時間と看做す旨の規定を設けたる位に過ぎなかつた。

然るに一八六八年に至りて國民労働同盟 (National Labor Union) は聯邦政府の使傭人及び労働者に對して八時間労働制を公認せしむることに成功し、翌一八六九年以後には各地に新たに八時間労働同盟なるものが組織せられ、一八七二年五月には紐育の建築工等は數箇月に亘る同盟罷業の後、終に八時間労働制を確認せしむることを得たが、一八七二年の恐慌は米國の労働組合制度を根柢より動搖せしめ、所謂革命的労働運動 (Revolutionary syndicalism) の一大波瀾は同年以後約十箇年間全米國の労働者の思想を支配せるが爲めに、八時間労働運動の如き局部的の問題は自然閑却せらるゝことゝなつた、併し此の如き變態は決して永く續くべきものでなく、遂に米國労働同盟 (American Federation of Labor) の組織を見るに及んで労働運動は茲に一轉期を劃し、殊に之が指導者たるアドルフ・ストラッセル (Adolph Strasser) 氏及びサミュエル・ゴムバース (Samuel Gompers) 氏等の努力の下に、米國の労働組合運動は茲に再び英國風の組合主義に立歸ることゝなつた、斯くして一八八四年には新労働同盟は八時間労働制を確立せんが爲めに、一八八六年五月一日を期して總同盟罷業を執行すべきことを決議せしが、該罷業は假令一時的たりしとは云へ約一萬三千人の労働者に對して豫期の結果を齎した、其の後一八八八年にセント・ルトイスに開か

れたる該労働同盟の會議に於て、木工等の熱烈なる希望に依り一八九〇年五月一日を期して、新たに八時間労働制を一般的に採用せしめんとする示威運動を爲さんことを決議し、茲に初めて八時間労働制は米國の輿論となるに至つたのである。

佛國に於ては一八九九年頃迄は八時間労働問題は未だ多く世人の注意を惹くに至らなかつたのであるが、同年七月巴里に於て社會主義者の國際會議の開かれたる際に、労働黨の代表者等も亦該會議に列席し、其の席上に於て偶ま此の問題が附議せられ、該會議の決議事項中に加へらるゝこととなつたのである、即ち其の決議事項としては、一日の労働時間を八時間となすことを法律を以て規定せしむる爲めに、世界各國の労働者は日を期して同時に一大國際示威運動を開始する事、一八九〇年五月一日を以て米國労働同盟は同一の目的の爲めに示威運動を爲すべきことを、曩にセント、ルイスの會議に於て決議し居れるを以て、此の日を期して前述の國際的示威運動日となす事、示威運動の方法等に關しては各國其の國の國情に最も能く適合せる方法を撰む事等であつた、斯くして無産者階級の此の運動は佛國に於ても爾來約三十年間繼續し來り、之が爲めには少からざる犠牲を拂ふたのであるが、今や漸く積年の目的を達し前途に曙光を認むることを得るに至つたのである。(未完)